

令和7年度 名古屋市教育委員会 意見第10号

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

小学校2校を統合する等のため、名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和8年2月6日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

記

1 改正内容

(1) ひなた小学校の設置

ア 浮野小学校及び平田小学校を統合し、浮野小学校の位置にひなた小学校を設置します。【令和9年4月1日施行】

イ ひなた小学校の位置を平田小学校の位置に変更します。【令和12年4月1日施行】

(2) 橘小学校等複合施設建設に伴う移転

ア 平和小学校敷地内の仮設校舎へ移転するため、橘小学校の位置を変更します。【令和8年4月1日施行】

イ 橘小学校の位置を現在の位置に戻します。【規則で定める日から施行】

2 ひなた小学校の設置について

(1) 改正理由

浮野小学校及び平田小学校については、ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画に基づき、統合に向けた取り組みを進めてきました。

「第2回浮野小学校と平田小学校の統合による新しい学校づくり懇談会」を経て「ひなた小学校」と校名案を選定したことから、統合校の設置のための条例改正を行うものです。

(2) 今後のスケジュール

令和8年2月市会	条例改正議案提出
令和9年4月1日	浮野小学校の校舎でひなた小学校を開校
〔 令和9年4月1日 ～令和12年3月31日	平田小学校の校舎を取り壊し、校舎を新築〕
令和12年4月1日	新校舎に移転

3 橘小学校の移転について

(1) 改正理由

橘小学校については、中生涯学習センターはじめ市民利用施設との複合施設に改築する橘小学校等複合化整備の工事期間中、平和小学校の敷地内に仮設校舎を設置して学校運営を行うことから、橘小学校の位置を変更するための条例改正を行うものです。

(2) 今後のスケジュール

令和8年2月市会	条例改正議案提出
令和8年4月1日	平和小学校敷地内の仮設校舎に移転
令和8年4月1日～ 新校舎建設完了後 (規則で定める日)	橘小学校の校舎を取り壊し、校舎を新築 新校舎に移転

4 条例案

別紙のとおり

(令和8年2月6日提出 総務部総務課)



令和8年第 号議案

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「	名古屋市立平田小学校	名古屋市西区西原町88番地	」
	名古屋市立浮野小学校	名古屋市西区浮野町98番地	」

を

「	名古屋市立ひなた小学校	名古屋市西区浮野町98番地	」
---	-------------	---------------	---

に、

「	名古屋市立橋小学校	名古屋市中区橋一丁目13番12号	」
---	-----------	------------------	---

を

「	名古屋市立橋小学校	名古屋市中区平和一丁目14番30号	」
---	-----------	-------------------	---

に改める。

第2条 名古屋市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「 | 名古屋市立ひなた小学校 | 名古屋市西区浮野町98番地 | 」
を

「 | 名古屋市立ひなた小学校 | 名古屋市西区西原町88番地 | 」
に、

「 | 名古屋市立橋小学校 | 名古屋市中区平和一丁目14番30号 | 」
を

「 | 名古屋市立橋小学校 | 名古屋市中区橋一丁目13番12号 | 」
に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表小学校の表の改正規定のうち名古屋市立平田小学校及び名古屋市立浮野小学校に係る部分は令和9年4月1日から、第2条中別表小学校の表の改正規定のうち名古屋市立橋小学校に係る部分は規則で定める日から、名古屋市立ひなた小学校に係る部分は令和12年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、小学校2校を統合する等の必要があるによる。